

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**1割～3割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用（日用品費）や、理美容代、レクリエーション等を使用する材料費（教養娯楽費）、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、通所リハビリテーションは、居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

介護予防サービス（**介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション**）は地域包括支援センター等で介護予防サービス・支援計画表を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、介護予防サービス・支援計画表に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、介護予防サービス・支援計画表に記載されているか、いないかをご確認ください。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 制度対象者と利用者負担段階

利用者負担段階	対象となる収入状況		預貯金等の資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者 ・ 老齢福祉年金の受給者 		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	前年の合計所得金額 + 年金収入額が 80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額 + 年金収入額が 80万円超、120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額 + 年金収入額が 120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※「世帯」・・・世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」・・・遺族年金などの非課税年金を含む。
 ※第2号被保険者（65歳未満）については、利用者負担段階にかかわらず「単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下」となる。

- 1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	食費 【 】はショートステイ	居住費（滞在費）	
		多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	490円
第2段階	390円 【600円】	370円	490円
第3段階①	650円 【1,000円】	370円	1,310円
第3段階②	1,360円 【1,300円】	370円	1,310円

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。